還付加算金の計算方法について

計算基礎額　　　　 　　　　　加算日数

(納付済額－正当額)　　　　　　　　　　　　　 ３６５日

＝還付加算金

×　還付加算金の割合　×

※１　計算基礎額について

　　　納付していただいた額から正しい税額を差し引いた額となります。

　　　計算基礎額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

　　　また、計算基礎額が2,000円未満であるときは、還付加算金の計算を行いません。

　　　(地方税法第20条の4の2)

※２　還付加算金の割合について

　　　平成26年1月1日以降は、還付加算金特例基準割合(還付加算金特例基準割合が年7.3％を超える場合には、年7.3％)となっており、令和6年中は年0.9％となっています。

　　　　令和元・2年中の特例基準割合・・・・・年1.6％

　　　　令和3年中の特例基準割合・・・・・年1.0％

　　　　令和4・5年中の特例基準割合・・・・・年0.9％

＊還付加算金特例基準割合とは…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の貸出約定金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年0.5％の割合を加算した割合のことをいいます。

＊令和2年以前は、財務大臣が告示する割合に年1％の割合を加算した割合。

※３　加算日数について

　　　過誤納金の還付事由に応じた次の日の翌日から還付の支出決定をした日または充当

を行った日までの期間の日数を計算します。

・更正、決定、賦課決定・・・納付又は納入があった日

・更正の請求に基づく更正・・・①と②のいずれか早い日

1. 更正の請求の日の翌日から3月を経過する日
2. 更正の日の翌日から1月を経過する日

　　　・所得税の更正または所得税の申告書の提出に基づく賦課決定

1. 所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から1月を経過する日
2. 所得税の申告書の提出がされた日の翌日から1月を経過する日

　　　・上記以外・・・次の過誤納となった日の翌日から1月を経過する日

1. 申告書の提出により確定した地方税・延滞金に係る過納金でその額を減少させる更正(更正の請求に基づくものを除く)により生じたもの・・・その更正があった日
2. ①の過納金以外の過誤納金・・・納付又は納入があった日

　＊加算日数の除算期間として、還付(充当)通知書を発した日から、30日を経過する日ま

でに還付請求が行われない場合、その翌日から支出を決定した日までの期間が除算さ

れます。

※４　還付加算金について

　　　還付加算金の金額に100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てます。また、

還付加算金の金額が1,000円未満である場合は、還付加算金は加算されません。